令和6年2月20日 議員全員協議会資料 健 康 福 祉 部

令和6年度国民健康保険料率 及び賦課限度額等について

1. 保険料率について

(1) 令和6年度大阪府市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)について(料率の比較)

		所得割【伸び率】	均等割【伸び率】	平等割【伸び率】	賦課限度額
	令和6年度 市町村標準保険料率	9.56%	35,040 円	34,803 円	65 万円
医療	令和5年度市町村標準 保険料率	9. 18%	33, 730 円	33, 698 円 ※本町独自激変緩和後 ⇒30, 328 円	65 万円
分		↑ 0. 38 ポイント	↑ 1,310円	↑1,105 円 【3.28%】	
	増減	【4. 14%】	[3.88%]	本町激変緩和後との比較 ↑ 4, 475 円 【14. 76%】	±0 万円
쏟	令和6年度 市町村標準保険料率	3.12%	11,167 円	11,091 円	22 万円
後期支援分	令和5年度市町村標準 保険料率	2. 97%	10, 584 円	10, 574 円	20 万円
坂	増減	↑ 0. 15 ቱ° イント 【5. 05 % 】	↑583 円 【5.51%】	↑517円 【4.89%】	+2 万円
介	令和6年度 市町村標準保険料率	2.64%	19,389 円	0円	17 万円
護	令和5年度 市町村標準保険料率	2. 61%	19, 552 円	0円	17 万円
分	増減	↑ 0. 03 ポイント 【1. 15%】	↓163円 【△0.83%】	±0 円	±0 万円

[※] 平成30年度から国保財政運営の都道府県単位化に伴い、大阪府では府内全ての市町村において同じ保険料率を 適用することとなったが、6年間の猶予期間が設けられていた(H30~R5)。

そのため、本町では条例上、大阪府市町村標準料保険料率を適用することを基本としているが、平成30年度以降も継続的に決算余剰金等を活用して独自の激変緩和策を講じており、令和5年度は医療分の平等割(33,698円)を10%引き下げ、30,328円としている。

(2) 算定の前提

○ 令和6年度市町村標準保険料率は、国から示された確定係数に基づき、大阪府が 算出した保険料率です。

(3) 令和6年度の主な算定条件

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、 世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 〇 保険料算定式

医療分・後期分:3方式 ⇒所得割、応益割(均等割6:平等割4)

介護分 : 2方式 ⇒所得割、応益割(均等割)

(4) 令和6年度算定における主な変動要因(概要)

- 算定上の推計被保険者数 約 159.6 万人(▲10.1 万人) (令和 5 年度 約 169.7 万人)
 - ※ 令和6年度における70歳以上被保険者数の減少(団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行) 及び社会保険の適用拡大の影響を踏まえて推計
- 算定上の一人あたり費用の増減要因(増減ともに影響額の大きい3項目を抜粋)

【増要因】

保険給付費の増(約9,600円)、後期高齢者支援金の増(約3,100円) 保険料減免費用の増(約1,600円)

【減要因】

財政調整事業による保険料抑制(約5,100円)、療養給付費等負担金の増(約2,400円) 普通調整交付金の増(約1,600円)

【本算定における保険料抑制のための工夫 (大阪府)】

- ○財政調整事業による保険料抑制財源の確保(約188億円)
 - (内訳)・都道府県繰入金(2号)の全額1号振替(約51億円)
 - ・保険者努力支援制度交付金の活用(約53億円)
 - ・市町村からの事業費納付金を通じた保険料抑制(約11億円)
 - ・過年度の保険料収納額(見込)の活用(約74億円)
- ○特例基金(財政基盤強化分)の活用(6億円)
- ○財政安定化基金積立金(前期高齢者交付金の留保額)の調整(約 23 億円)

≪参考≫ 保険給付費(大阪府全体)の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (本算定値)	令和6年度 (本算定値)
一人あたり保険給付費	330,463 円	323,450 円	344,593 円	353,572 円	365,453 円	375,080 円
対前年度増減額	+10,929 円	▲7,013 円	+21,143 円	+8,979 円	+11,881 円	+9,628円
対前年度増減率	+約 3.4%	▲約 2.1%	+約 6.5%	+約 2.6%	+約 3.4%	+約 2.6%

○ 一人あたり保険給付費は、過去2年間(推計値を含む)の伸び率により、国の推計ツールを活用して推計。 令和2年度のコロナ禍の診療控えからの回復・反動により、令和3年度は大幅な増加となっているが、 令和4年度以降も増加傾向は継続しており、この傾向をもとに推計した令和6年度本算定値は、前年度の 本算定値より約2.6%増の375,080円となっている。

(5) 一人あたり保険料の比較(事業費納付金額(保険料収納必要額)を被保険者数で割り戻した理論値)

	令和6年度(A)	令和5年度(B)	差額 (A-B)	伸び率 ((A-B) /B)
府内全体·平均	165,691円	162,417円	3,274円	2. 02%
熊 取 町	168,551円	165,452円	3,099円	1.87%

・・【出典】令和6年1月9日開催:令和5年度第3回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議資料・・・

条件:R5軽減判定基準使用 2人世帯150万円、3人世帯200万円のケースではR5の 条件2:〇〇万円以下とあるのは〇〇万円で算定 条件では2割軽減世帯に該当(R4は非該当)

	1 人世帯											2人世帯																
	D2		R4		R5		R 6	標準保	食料額(本係費		令和	5年	令和	4年				,	pr.	ŗ	R 6 棋	準保施	食料額(本係費		令和	5年	令和	4年
	R3 保険料額	軽減割合	R4 保険料額	軽減割合	保険料額	軽減 割合		軽減割合	対R 増減額		世帯数	割合	世帯数	割合	R3 保険料額	軽減割合	R4 保険料額	軽減割合	R5 保険料額	軽減割合		軽減 割合	対R 増減額	4 増減率	世帯数	割合	世帯数	割合
所得無	23, 481	7割	23, 902	2 7 害	26, 57	5 7割	27, 63	0 7割	1, 055	4. 0%	1, 715	26. 6%	1, 619	25. 0%	35, 51	7 7割	36, 28	6 7割	39, 870	りァ割	41, 492	7割	1, 622	4. 1%	207	3. 2%	194	3. (
50万円以下	47, 081	5割	47, 796	5 青	52, 79	8 5割	54, 92	6 5割	2, 128	4. 0%	519	8. 1%	547	8. 5%	67, 14) 5割	68, 430	6 5 割	74, 95	5 5 割	78, 030	5割	3, 075	4. 1%	168	2. 6%	168	2. (
100万円以下	142, 968		144, 484	ļ	157, 84	1	164, 37	7	6, 536	4. 1%	446	6. 9%	423	6. 5%	123, 89	0 2割	125, 280	6 5割	135, 70	5 5 割	141, 430	5割	5, 725	4. 2%	247	3. 8%	270	4. 2
150万円以下	199, 718		201, 334	1	218, 59	1	227, 77	7	9, 186	4. 2%	394	6. 1%	400	6. 2%	239, 83	6	242, 614	4	236, 32	5 2 割	246, 322	2割	9, 997	4. 2%	369	5. 7%	388	6. (
200万円以下	256, 468		258, 184	1	279, 34	1	291, 17	7	11, 836	4. 2%	238	3. 7%	237	3. 7%	296, 58	6	299, 464	4	323, 65	5	337, 384		13, 729	4. 2%	328	5. 1%	340	5. 3
250万円以下	313, 218		315, 034	1	340, 09	1	354, 57	7	14, 486	4. 3%	147	2. 3%	141	2. 2%	353, 33	6	356, 314	4	384, 40	5	400, 784		16, 379	4. 3%	195	3. 0%	225	3. {
300万円以下	369, 968		371, 884	1	400, 84	1	417, 97	7	17, 136	4. 3%	69	1. 1%	88	1. 4%	410, 08	6	413, 164	4	445, 15	5	464, 184		19, 029	4. 3%	139	2. 2%	153	2. 4
400万円以下	483, 468		485, 584	1	522, 34	1	544, 77	7	22, 436	4. 3%	85	1. 3%	65	1.0%	523, 58	6	526, 864	4	566, 65	5	590, 984		24, 329	4. 3%	130	2. 0%	146	2. 3
500万円以下	596, 968		599, 284	1	643, 84	1	671, 57	7	27, 736	4. 3%	31	0. 5%	27	0. 4%	637, 08	6	640, 564	4	688, 15	5	717, 784		29, 629	4. 3%	65	1.0%	54	0. 8
600万円以下	710, 468		712, 984	1	765, 34	1	798, 37	7	33, 036	4. 3%	15	0. 2%	13	0. 2%	750, 58	6	754, 264	4	809, 65	5	844, 584		34, 929	4. 3%	32	0. 5%	22	0. 3
700万円以下	815, 271		820, 000)	850, 00	0	870, 00	0	20, 000	2. 4%	9	0. 1%	6	0. 1%	820, 00	0	820, 000	0	850, 000)	870, 000		20, 000	2. 4%	19	0. 3%	15	0. 2
800万円未満	820, 000		820, 000)	850, 00	0	870, 00	0	20, 000	2. 4%	7	0. 1%	2	0. 0%	820, 00	0	820, 000	0	850, 000)	870, 000		20, 000	2. 4%	17	0. 3%	10	0. 2
800万円以上	820, 000		820, 000)	850, 00	0	870, 00	0	20, 000	2. 4%	19	0. 3%	12	0. 2%	820, 00	0	820, 000	0	850, 000)	870, 000		20, 000	2. 4%	31	0. 5%	33	0. 8
	•					•			未申	告	66	1.0%	75	1. 2%									未申	告	9	0. 1%	14	0. 2%
									合言	t	3, 760	58. 3%	3, 655	56. 5%									合語	Ħ	1, 956	30. 3%	2, 032	31. 59

						3	人世	帯									4 人世	帯					
			,			R	4 準保防	保険料額(本係數) 令和5年 令和4年						R 6標準保	R 6 標準保険料額(本係數)		令和5年		令和	4年			
	R3 保険料額 軽減 割合	R4 保険料額	軽減割合	R5 保険料額	軽減割合		軽減 割合	対F 増減額	4 増減率	世帯数	割合	世帯數	割合	R3 保険料額 軽減 割合	R4 保険料額 軽減 割合	R5 保険料額 軽減 割合	軽減 割合		R4 增減率	世帯数	割合	世帯数	割合
所得無	47,552 7割	48, 67	7割	53, 16	4 7 割	55, 3	54 7割	2, 190	4. 1%	51	0. 8%	41	0. 6%	59,588 7割	61,054 7書	66,458 7割	69, 216 7割	2, 758	4. 1%	20	0. 3%	14	0. 2%
50万円以下	87,199 5割	89, 07	6 5 割	97, 11:	2 5割	101, 1	33 5割	4, 021	4. 1%	57	0. 9%	57	0. 9%	107, 258 5割	109, 716 5書	1 119,269 5割	124, 237 5 割	4, 968	4. 2%	21	0. 3%	27	0. 4%
100万円以下	143,949 5割	145, 92	6 5 割	157, 86	2 5割	164, 5	33 5割	6, 671	4. 2%	48	0. 7%	49	0. 8%	164,008 5割	166, 566 5書	180,019 5割	187, 637 5 割	7, 618	4. 2%	17	0. 3%	23	0. 4%
150万円以下	248, 251 2割	251, 44	7 2割	271, 77	6 2割	283, 2	88 2割	11, 512	4. 2%	61	0. 9%	60	0. 9%	220, 758 2割	223, 416 2書	1 240,769 5割	251,037 5割	10, 268	4. 3%	18	0. 3%	19	0. 3%
200万円以下	336, 704	340, 74	4	332, 52	6 2割	346, 6	88 2割	14, 162	4. 3%	46	0. 7%	56	0. 9%	337,096 2割	341,321 2書	1 367,977 2割	383, 653 2 割	15, 676	4. 3%	21	0. 3%	18	0. 3%
250万円以下	393, 454	397, 59	4	428, 71	9	446, 9	91	18, 272	4. 3%	34	0. 5%	42	0. 6%	393, 846	398, 171	428, 727 2割	447, 053 2割	18, 326	4. 3%	22	0. 3%	24	0. 4%
300万円以下	450, 204	454, 44	4	489, 46	9	510, 3	91	20, 922	4. 3%	27	0. 4%	37	0. 6%	490, 322	495, 724	533, 783	556, 598	22, 815	4. 3%	17	0. 3%	20	0. 3%
400万円以下	563, 704	568, 14	4	610, 96	9	637, 1	91	26, 222	4. 3%	44	0. 7%	59	0. 9%	603, 822	609, 424	655, 283	683, 398	28, 115	4. 3%	19	0. 3%	19	0. 3%
500万円以下	677, 204	681, 84	4	732, 46	9	763, 9	91	31, 522	4. 3%	27	0. 4%	26	0. 4%	717, 322	723, 124	776, 783	810, 198	33, 415	4. 3%	9	0. 1%	17	0. 3%
600万円以下	790, 351	795, 54	4	850, 00	o	870, 0	00	20, 000	2. 4%	15	0. 2%	13	0. 2%	820, 000	820, 000	850, 000	870, 000	20, 000	2. 4%	7	0. 1%	8	0. 1%
700万円以下	820, 000	820, 00)	850, 00	o	870, 0	00	20, 000	2. 4%	4	0. 1%	9	0. 1%	820, 000	820, 000	850, 000	870, 000	20, 000	2. 4%	10	0. 2%	3	0.0%
800万円未満	820, 000	820, 00)	850, 00)	870, 0	00	20, 000	2. 4%	6	0. 1%	5	0. 1%	820, 000	820, 000	850, 000	870, 000	20, 000	2. 4%	2	0. 0%	1	0. 0%
800万円以上	820, 000	820, 00)	850, 00)	870, 0	00	20, 000	2. 4%	16	0. 2%	12	0. 2%	820, 000	820, 000	850, 000	870, 000	20, 000	2. 4%	8	0. 1%	8	0. 1%
								未申	告	10	0. 2%	11	0. 2%	i				未	申告	4	0. 1%	3	0.0%
								合	H	446	6. 9%	477	7. 4%					合	a l	195	3.0%	204	3. 1%

2. 賦課限度額等について

2-1. 府内統一基準にかかる制度改正について

(1) 保険料の賦課限度額の見直しについて

①保険料賦課限度額とは

医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、 受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運 営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとされている。

②賦課限度額の現状

国民健康保険料の賦課限度額は、平成30年度の都道府県化以降、府下統一の標準保険料率決定時(賦課前年度の1月)に適用されている国基準の賦課限度額を採用することとなっている。(令和6年度適用の限度額は令和5年度国基準となる。)

③令和6年度賦課限度額

基礎賦課額(医療分) 後期高齢者支援金等賦課額 介護納付金賦課額 合計額

町限度額(大阪府統一基準額)65万円 (増減なし)22万円 (対前年度+2万円)

17万円 (増減なし)

104万円 (対前年度+2万円) ※R5国基準額を適用 国基準 (R6 年度) 6 5 万円 2 4 万円 1 7 万円

106万円

【過去5年の賦課限度額】

				賦 課	限	度 額			
	医	療	分	支	援	分	介	護	`
	町限度額 (府統一)	国基準額	差額	町限度額 (府統一)	国基準額	差額	町限度額 (府統一)	国基準額	差額
令和元年度	58 万円	61 万円	3万円	19 万円	19 万円	_	16 万円	16 万円	_
令和2年度	61 万円	63 万円	2万円	\downarrow	\downarrow	_	\downarrow	17 万円	1万円
令和3年度	63 万円	\downarrow	1	\downarrow	\rightarrow	_	17 万円	\downarrow	_
令和4年度	\downarrow	65 万円	2万円	\downarrow	20 万円	1万円	\downarrow	\downarrow	_
令和5年度	65 万円	\downarrow	_	20 万円	22 万円 ⁄	2万円	\downarrow	\downarrow	_
令和6年度	<mark>65 万円</mark>			22 万円			17万円		

④賦課限度額引き上げに伴う影響

賦課限度額引き上げに伴う影響については、すでに限度額超過となっている世帯の保険料はさらに増額となるが、 それ以外の所得割が賦課される世帯については大阪府内全体では負担抑制方向への影響が生じる。また、所得割が 賦課されない世帯については影響が生じない。

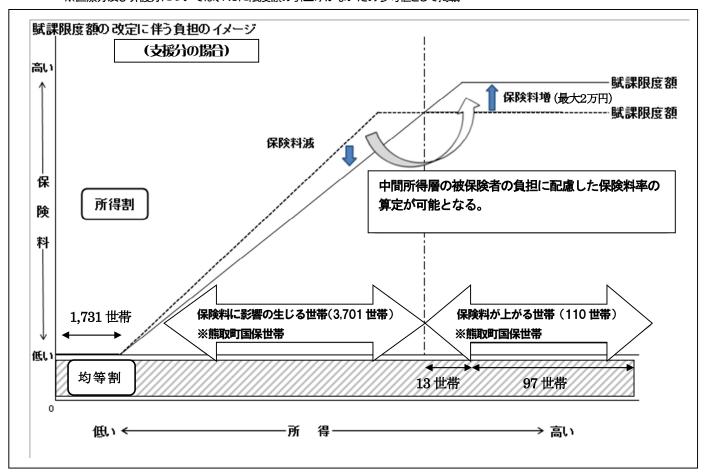
具体的な世帯数は次のとおりである。

【熊取町の世帯の内訳:影響別】

(世帯数については 令和6年2月5日現在)

W((,) () -)	113 - 5 1 314/ 1 - 3/5	□/3 3 1		(四川3/11-3	· (18 1440 11/1 0 H)
賦課区分	全世帯数	引上げ前の限度額 (限度額引き上げで 保険料は増える が、引上げ後の限 度額(R6)は超 えない世帯 ・支援分2万円未満		限度額超過世帯を除く 所得書賦課世帯 (影響のある世帯)	所得割が賦課されない世帯
医療分 ※	5,542世帯		103世帯	3,708世帯	1,731世帯
支援分	5,542世帯	13世帯	97世帯	3,701世帯	1,731世帯
介護分 ※	2,196世帯		48世帯	1,381世帯	767世帯

※医療分及び介護分については、R6に限度額の引上げがないため参考値として掲載



2-2. 税制改正に伴う制度改正について

(1) 保険基盤安定制度(保険料法定軽減判定基準額)の見直しについて

国民健康保険では、低所得世帯に対する負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の 世帯に属する被保険者の総所得金額等が一定額以下の場合に、保険料のうち応益割(均等割 及び平等割)を7割、5割又は2割軽減する措置を講じている。

なお、保険料軽減額の4分の3を都道府県、4分の1を市町村が負担する仕組みとなって おり、一般会計からの法定繰入(保険基盤安定分)で賄われる。

このたび、経済動向等を踏まえ、国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)が改正され、令和6年度分保険料から以下のとおり適用される。

(2) 改正の内容

- ①5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 29万円から29.5万円に改正
- ②2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を

53.5万円から54.5万円に改正

均等割 • 平等割	改正後の所得基準 (令和6年度保険料より適用)	改正前の所得基準
7割軽減	【43 万円+(給与所得者等の数-1)×10 万円】 以下 ※変更なし	【43 万円+(給与所得者等の数-1)×10 万円】 以下
5割軽減	【43 万円+(給与所得者等の数-1) ×10 万円) +(<mark>29.5 万円</mark> ×被保険者数)】 以下	【43 万円+(給与所得者等の数-1) ×10 万円) + (29 万円×被保険者数)】 以下
2割軽減	【43 万円+(給与所得者等の数-1) ×10 万円) +(<mark>54.5 万円</mark> ×被保険者数)】 以下	【43 万円+(給与所得者等の数-1) ×10 万円) + (53.5 万円×被保険者数)】 以下

本改正に伴い、軽減対象世帯の所得上限が拡大する。

③本町への影響額等(軽減対象者数)

5割軽減 【1,590人←1,556人】 34人増

2割軽減 【1,353 人←1,356 人】 3 人減

基盤安定負担額(軽減分)の軽減判定所得変更影響額 (令和6年2月時点ベース)

至益女儿	1月1566(牡液刀) り牡	例刊足 <u>川</u> 付发义於音領 (下	和0年2月时点、 八)
	改正後	改正前	差引
医療	142, 490, 838	141, 667, 745	823, 093
支援	46, 506, 632	46, 238, 943	267, 689
介護	16, 757, 554	16, 683, 256	74, 298
合計	205, 755, 024	204, 589, 944	<mark>1, 165, 080</mark>

(単位:円)